

Human Centered Design(HCD)

専門家 倫理規範

第 1 版

NPO 法人人間中心設計推進機構

2022 年 4 月 1 日

内容

■ 序文	1
【HCD 専門家の倫理規範】	2
■ HCD 専門家の倫理規範	2
【調査活動についての倫理規範】	3
■ 目的	3
■ 「調査」にあたって遵守すべき規範	3
【研究活動についての倫理規範】	5
■ 目的	5
■ 「研究」にあたって遵守すべき規範	5
【成果物についての倫理規範】	7
■ 基本の理念	7
■ HCD 実践家が意識すべき領域	7
付則	8
付録 1	9

■ 序文

特定非営利活動法人人間中心設計機構（以下、HCD-Net）は、認定人間中心設計専門家（以下、「HCD 専門家」）ならびに HCD-Net 会員が、人間中心設計を実施するにあたって依拠すべき倫理規範（以下、「本規範」）を定める。

質の高いデザインとそのプロセスの普及と人間中心設計の発展、創造的な調査・研究の一層の進展のためにも、本規範は社会的に要請され、必要とされている。本規範は、HCD 専門家に対し、調査の企画から実施、成果物（の発表）に至る全プロセスにおいて、倫理的な問題への自覚を促すものである。HCD 専門家ならびに HCD-Net 会員は、社会の信頼に応えるために、本規範を十分に認識し、遵守する必要がある。

HCD 専門家ならびに HCD-Net 会員は、自ら関わる製品・システム・サービスを利用者に提供することにより、利用者に大きな影響を与えることを十分に認識し、利用者の利便性を高め優れた体験を提供するとともに、多様な関係者が不利益を被らないように常に心がけ、行動することを通してその使命を果たすことが求められる。

なお、規範に関しては、以下を前提としている。

- 人間中心設計とは、サービスやシステムの利用者及び運営するすべての関係者のことを考慮したデザインアプローチを意味している（注）
- HCD 専門家ならびに HCD-Net 会員は、人間中心設計によって、よりよき社会の実現を目指している
- 利用者を含むすべての関係者（運用や製造などに関わる人々）の人権や幸福は、組織の都合や利益に優先される。また、公共の利益は個人の利益（特定の利用者を含む）に優先される
- 扱う領域によっては、複数の倫理要件がある場合、それらにも従う

注：『HCD ライブラリー 第0巻』では、人間中心設計（HCD）を、1）利用者の特性や利用実態を的確に把握し、2）開発関係者が共有できる要求事項の下、3）設計と、4）ユーザビリティ評価の連動により、より有効で使いやすい、満足度の高い商品やサービスを提供するための一連の活動プロセスと定義している。

HCD 専門家倫理規範は以下の内容で構成される。

1. HCD 専門家の倫理規範
2. 調査活動についての倫理規範
3. 研究活動についての倫理規範
4. 成果物の倫理規範

【HCD 専門家の倫理規範】

■ HCD 専門家の倫理規範とは

倫理規範とは、一般的には思考/行動する側の内的な規範を指す。

また、HCD 専門家の業務領域は倫理規範の前提として重要なものである。

■ HCD 専門家の倫理規範の位置づけ（認定 HCD 専門家との関わり）

- HCD 専門家のコンピタンスというより、前提として持つべき/守るべきマインドセット（心構え、捉え方）として位置づける
- HCD 専門家が初めて HCD-Net から資格認定される際および更新する際に、認定/更新の前提として本倫理規範を遵守することを承諾するよう求める
- HCD-Net として、HCD 専門家ならびに HCD-Net 会員向け教育の一環として、定期的に「HCD と倫理」（仮称）の講座を設ける

※ 対象とした HCD 専門家のペルソナは付録 1 参照

■ HCD 専門家の倫理規範

- 利用者の利益を優先すること
- 持続可能性を確保すること
- 公正かつ誠実な遂行目的をもつこと（信頼）
- 個人情報や関係者の秘密を保護すること
- 人権へ配慮すること
- 人の多様な利用文脈や価値観を尊重すること
- 人のもつ心理特性、行動特性に配慮すること
- 自らの研鑽を怠らないこと

【調査活動についての倫理規範】

■ 目的

調査の実施にあたっては、調査対象者の協力があつてはじめて調査が成立することを自覚し、調査対象者の立場を尊重しなければならない。プライバシーや権利の意識の変化などに伴って、近年、調査に対する社会の側の受け止め方には、大きな変化がある。調査者の社会的責任と倫理、対象者の人権の尊重やプライバシーの保護、被りうる不利益への十二分な配慮などの基本的原則を忘れては、対象者の信頼および社会的理解を得ることはできない。HCD 専門家ならびに HCD-Net 会員は、調査の目的や手法、その必要性、起こりうる社会的影響について十分に自覚する必要がある。また調査を委託する際にも、本規程にもとづいて、調査における倫理的な問題について十分配慮し、調査員に注意を促さなければならない。

そこで、人を対象としたデザイン領域で特に留意すべき倫理事項として、次の項目を挙げる。

■ 「調査」にあたって遵守すべき規範

1. 調査は、常に科学的な手続きに則り、客観的に実施する。
2. 調査は、実施する国の国内法規及び国際的諸法規を遵守して実施する。故意、不注意にかかわらず調査に対する社会の信頼を損なうことがないようにする。
3. 調査対象者の協力は、自由意志によるものでなければならない。調査に協力・参加していただく人・機関等に対しては、事前に、調査の手段・手法、目的、リスク、協力者の意思でいつでも参加を取りやめることができることをきちんと説明をして了解を得る（インフォームド・コンセントの尊重）。調査対象者に協力を求める際、この点について誤解を招くようなことがないようにする。
4. 調査によって、協力者らに身体的、心理的、社会的な危害を与えることを避けるべく、十分注意する。
5. 調査対象者から求められた場合、調査データの提供先と使用目的を知らせる。当初の調査目的の趣旨に合致した 2 次分析や調査のアーカイブ・データとして利用される場合および教育研究機関で教育的な目的で利用される場合を除いて、調査データが当該調査以外の目的には使用されないことを保証する。
6. 調査対象者のプライバシーの保護を最大限尊重し、調査対象者との信頼関係の構築・維持に努める。協力者のプライバシーを侵害したり、調査で得た個人情報漏らしたりすることがないように最大限の努力を払う。調査に協力したことによって調査対象者が不利益を被ることがないように、適切な予防策を講じる。
7. 調査対象者をその性別・年齢・出自・人種・エスニシティ¹・障がいの有無などに

¹ 文化的差異、たとえば民族性や国民性など

よって差別的に取り扱わない。調査票や報告書などに差別的な表現が含まれないよう注意する。調査の過程において、調査対象者および調査員を不快にするような性的な言動や行動がなされないよう十分配慮する。

8. 調査対象者が年少者である場合には、専門家は特にその人権について配慮する。調査対象者が満 15 歳以下である場合には、まず保護者もしくは学校長などの責任ある成人の承諾を得る。
9. 記録機材を用いる場合には、原則として調査の前に、記録機材の使用目的を調査対象者に知らせる。調査対象者から要請があった場合には、当該部分の記録を破棄または削除する。
10. 調査記録を安全に管理する。特に調査票原票・標本リスト・記録媒体は厳重に管理する。

【研究活動についての倫理規範】

■ 目的

HCD 専門家ならびに HCD-Net 会員は、研究不正を行わないなど一般的な研究倫理を遵守することはもちろんのこと、人を対象とする研究であるという問題の性質を十分に理解したうえで、対象とする人間活動の不利益にならないような配慮しなければならない。本倫理規範では、HCD 関連の研究を遂行するにあたり、研究者実施者およびその関係者が守るべき倫理的事項を整理する。

■ 「研究」にあたって遵守すべき規範

1. 科学的・倫理的妥当性の確保

HCD 関連研究を遂行しようとする者、またその関連業務に携わる者は、研究を計画・実施するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 社会的・科学的意義、尊厳と人権の尊重、安全の確保

HCD に関する研究の内容は、社会的・科学的に認められたものである必要がある。また、研究対象者の尊厳と人権を尊重し、安全を確保したうえで遂行しなければならない。

(2) 科学的・倫理的妥当性に裏打ちされた研究計画の作成

HCD に関する研究は、科学的小および倫理的に妥当なものでなければならない。そのため、遂行に必要な情報を十分に精査したうえで、その情報に基づいた妥当な計画を事前に作成すべきである。

(3) 社会への影響の配慮

研究を遂行することによって、研究対象者の生活やそれを取り巻く社会、あるいは研究対象そのものの社会や公共空間に様々な影響が及ぶ可能性がある場合は、それらの秩序を乱さない、あるいは、研究対象者に悪影響を及ぼさないように十分に配慮しなければならない。

2. 情報の適切な管理

(1) 個人情報の保護

研究対象者から収集した個人情報は適切に管理し、個人情報の保護に努めなければならない。研究遂行上知り得た個人情報は、関係のない第三者に開示してはならない。研究終了後も同様である。

(2) 相互理解（インフォームド・コンセント）

研究対象者から必要な情報を取得する際には、研究対象者に対して事前に説明を行い、了解を書面で得る、いわゆるインフォームド・コンセントを受けなければならない。その際、研究対象者に必要十分な情報を提示し、対象者が適切に理解できるような配慮を行ったうえで確認をとること。また、その方法、内容、範囲

等を定めた手順については研究計画に定めること。ただし、情報の取得方法として適切な方法が用意されている場合はこの限りではないものとする。

3. 成果の公開

研究成果を公表する際には、研究対象者の個人情報を守り、プライバシーを確保するとともに、研究成果が社会や環境への悪影響を及ぼさないように配慮しなければならない。

4. 指導および普及の責務

研究を遂行する研究実施者が、指導教員や組織長のもとで研究を遂行する場合は、指導にあたる教員や管理者たる組織長が、研究遂行者に対して本倫理規範を遵守させるよう指導する責務を負う。同様に、それらの責任者は、関連する教育（学校教育のみならず、その他の組織構成員を対象とした教育を含む）においては本倫理規範を十分に周知させる責務を担う。

【成果物についての倫理規範】

■ 基本の理念

1. HCD 専門家ならびに HCD-Net 会員は市民・生活者を代表する立場にあり、自らの業務範囲に限らず、所属組織、ひいては社会における製品・システム・サービスといったもの全般に対して、それらが人間中心になっているかどうかを意識しなければならない。
2. ユーザー体験は、HCD によってのみ実現するものではなく、提供する組織のすべての意思決定の総体として生み出されるものであり、それらが人間中心の観点を持っているかどうかを意識しなければならない。
3. 製品・システム・サービスの提供者は、意図的なのか無自覚なのかに関わらず、自分たちの組織の成果物に責任を持たなければならない。
4. 成果物に対しての倫理的判断は社会的文脈の中でなされるものであり、絶対的なものではない。

■ HCD 実践家が意識すべき領域

1. 製品・システム・サービス

- 企業・組織が提供するプロダクトやサービスが人間中心になっているか
- 行政サービス・政策・法律が人間中心になっているか

2. 組織

- 製品・システムやサービスを提供する企業・組織の意思決定のしくみが人間中心になっているか
- 政府・自治体などの行政組織の意思決定のしくみが人間中心になっているか

付則

- (1) HCD-Net は、人間中心設計に関わる調査における倫理的な問題に関する質問・相談、普及・啓発などに応じるため、「倫理委員会」をおく。
- (2) 本規程の変更は、HCD-Net 理事会の議を経ることを要する。
- (3) 本規程の内容は、適宜見直しを行う。

制定・改訂履歴

- 2022年4月1日 第1版制定/施行

ペルソナシート	
名前	鉢田 優子
年齢	30歳
職業	UXデザイナー
人間中心設計への関わり	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学 デザイン専攻、学生時代からUXに関心を持つ ・ 調査会社C社、リサーチやUXデザインを担当 ・ 経験を積んできたので、専門家資格を受験したいと思っている 	
「倫理」に関する目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ プロのUXデザイナーとしての「倫理」を学ぶ。身に付ける。 	
「倫理」について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で「倫理」講義を受けたことはない ・ これまであまり関心はなかった ・ HCD基礎知識体系に「倫理」が含まれると聞いて、これから勉強予定 	
ペルソナシート	
名前	黒原 正晴
年齢	40歳
職業	エンジニア
人間中心設計への関わり	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学 機械工学専攻、学生時代からUXに関心を持つ ・ 製造業、製品評価を担当 ・ 人間中心設計専門家資格を取得して5年、次の更新を考えている 	
「倫理」に関する目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「倫理規範」に基づいて仕事をする。成果物にも責任感をもつ。 	
「倫理」について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で「倫理」講義を受けたことはない ・ マイケル・サンデル教授の著書を読むなど、哲学などに関心が高い ・ 資格更新に「倫理」がどう関係するか知りたい、対応を考えている 	

